

e-Learning 科目の科目学修到達目標並びに課題 文化創造学科・専攻【デジタルアーカイブ専攻】 科目【メディア論Ⅲ】

No	テーマ	学修到達目標	内容	課題
第1講	デジタルアーカイブにおける権利処理の概要	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・ネットワーク社会において、メディアの意義や性質、種類を学び、メディアを用いてメッセージを発信するあるいはメディアを活用する上において、倫理・著作権・肖像権・プライバシー等への権利処理に配慮できる。 	<p>(1)「デジタルアーカイブの理論と実践」2023年4-1</p>	<p>(1)あなたはメディアを利用する際、法と倫理、権利処理を意識したことがありますか？</p>
第2講	メディアの種類、意義、特徴	<ul style="list-style-type: none"> メディアは何を伝えるのか、自分にどのような影響があったのかを説明できる。 情報源の5分類とそれぞれのメディアの形態を説明できる。 	<p>(1)「メディアはマッサージである 影響の目録」マクルーハン, クエンティン フィオーレ, 門林岳史 訳門林岳史訳</p> <p>(2)「複製技術時代の芸術,ベンヤミン, (川村二郎・高木久雄・高原宏平・野村修訳、佐々木基一解説)</p> <p>(3)「デジタルアーカイブの理論と実践」1-5 デジタルアーカイブの対象</p>	<p>(1)あなたはどのような情報源がデジタルアーカイブの対象になると思いますか？</p> <p>(2)それぞれの情報源でどのようなメディアが利用されていると思いますか？</p>
第3講	著作者と著作者人格権	<ul style="list-style-type: none"> 著作物を理解できる。 著作人格権を理解できる。 	<p>(1)法令に基づき著作物を理解する。</p> <p>(2)著作人格権を、公表権、氏名表示権、同一性保持権から理解する。</p> <p>(3)「デジタルアーカイブの理論</p>	<p>(1)著作物とは何ですか？</p> <p>(2)著作物にするには届け出が必要ですか？</p> <p>(2)著作人格権とは何ですか？</p> <p>(3)著作人格権はどのように保護されますか？</p>

			と実践」-2 利用	(4) 権利は譲渡できますか？
第4講	著作物と著作財産権	・著作財産権を理解できる。	(1) 法令に基づき著作財産権を理解する。 (2) 著作財産権を複製権、公衆送信権、口述権、上映権、貸与権、頒布権、翻訳権、翻案権、著作物の二次利用から理解する。 (3) 「デジタルアーカイブの理論と実践」4-2 利用	(1) 複製権とは何ですか？ (2) 公衆送信権とは何ですか？ (3) 口述権、上映権、貸与権、頒布権、翻訳権、翻案権とは何ですか？ (4) 著作物の二次利用とは何ですか？ (5) 著作財産権の保護期間は何年ですか？ (6) 権利は譲渡できますか？
第5講	著作隣接権	・著作隣接権を理解できる。	(1) 法令に基づき著作隣接権を理解する。 (2) 著作隣接権を、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者・有線放送事業者の権利から理解する。 (3) 「デジタルアーカイブの理論と実践」4-2-6 著作人格権	(1) 著作隣接権とは何ですか？ (2) 実演家の権利とは何ですか？ (3) レコード製作者の権利とは何ですか？ (4) 放送事業者・有線放送事業者の権利とは何ですか？ (5) 著作隣接権の保護期間は何年ですか？ (6) 権利は譲渡できますか？
第6講	著作物を無断で利用できる例外	・著作物を無断で利用できる例外を説明できる。	(1) 法令に基づき例外的な無断利用を理解する。 (2) 例外的な無断利用として、私	(1) 例外的な無断利用としての私的使用、附属的対象物、教育利用、図書館・美術館・博物館による利用

			<p>的使用、附属の対象物、教育利用、図書館・美術館・博物館による利用を理解する。</p> <p>(3) 例外的な無断利用として引用を理解する。</p> <p>(4) 「デジタルアーカイブの理論と実践」4-2-4 著例外的な無断利用</p>	<p>とは何ですか？</p> <p>(2) 例外的な無断利用としての引用とは何ですか？</p>
第7講	教育利用	<p>・教育機関での著作物の複製や公衆送信について説明できる。</p>	<p>(1) 利用できる条件として、営利を目的としない教育機関であること、教師や児童生徒・学生が自ら複製を行うこと、授業のために著作物を利用すること、必要な限度内であること、著作者の権利を不当に害しないこと、慣行があるときは出所の明示をすることを理解する。</p> <p>(2) 無断で利用する場合は、授業目的公衆送信保証金制度を利用することを理解する。</p> <p>(3) 「デジタルアーカイブの理論と実践」4-2-4 著例外的な無断利用</p>	<p>(1) 利用できる6つの条件とは何ですか？</p> <p>(2) 授業目的公衆送信保証金制度と一般社団法人授業目的公衆送信保証金等管理協会(SARTRAS)とは何ですか？</p>
第8講	クリエイティブ・コモンズ・ライセンス	<p>・クリエイティブ・コモンズ・ライセンスや文化庁の自由利用マーク等の2次利用条件（意思）表示について説明できる。</p>	<p>(1) 2次利用条件（意思）表示の必要性を理解する。</p> <p>(2) クリエイティブ・コモンズ・</p>	<p>(1) 2次利用条件（意思）表示の必要性を説明できますか？</p> <p>(2) クリエイティブ・コモンズ・</p>

			<p>ライセンスや文化庁の自由利用マーク、ライトステートメントについて理解する。</p> <p>(3)「デジタルアーカイブの理論と実践」4-2-3</p>	<p>ライセンスについて説明できますか？</p>
第9講	図書館・博物館の利用	<p>・図書館・博物館の利用について説明できる。</p>	<p>(1) 公立図書館等での資料の複製について、営利目的でない、主体が図書館である、図書館が所有する資料である、利用者の求めに応じている、資料の保存に必要である、入手困難な所蔵資料について他の図書館の求めに応じる場合はできることを理解する。</p> <p>(2) 国立国会図書館について、所蔵資料の電子化、公立図書館へのインターネット送信と送信された資料の複製、オンライン資料の収集・提供をできること、絶版資料を利用者に直接メール送信できることを理解する。</p> <p>(3) 国立国会図書館や公立図書館において、資料を直接利用者にメール送信することが、図書館等公衆送</p>	<p>(1) 公立図書館等での資料の複製について説明できますか？</p> <p>(2) 国立国会図書館の資料デジタル化と提供について説明できますか？</p> <p>(3) 図書館等公衆送信保証金制度について説明できますか？</p> <p>(4) 博物館の権利処理について説明できますか？</p>

			<p>信保証金制度によって可能になったことを理解する。</p> <p>(4) 博物館・美術館においては、所有権があれば展示できること、修復については同一性保持権に留意することを理解する。</p>	
第10講	著作権契約書の作成	<p>・著作権財産権については契約によって譲渡できることを説明できる。</p>	<p>(1) 著作権契約書の作成には、文化庁の著作権契約書作成支援システムの活用を理解する。</p> <p>(2) 著作人格権と実演家人格権は一身専属性で譲渡できないことを理解する。</p> <p>(3) デジタルアーカイブの理論と実践」4-3</p>	<p>(1) 文化庁の著作権契約書作成支援システムを活用して契約書を作成しましょう。</p> <p>(2) 著作人格権の同一性保持権実演家人格権は一身専属性で譲渡できませんが、権利の不行使はできますか？</p>
第11講	肖像権	<p>・肖像権は、勝手に自分の肖像や全身の姿を撮影されたり、公開したりしない権利であることを理解する。</p>	<p>(1) 法律、つまり実定法がないことから、裁判例によって権利処理を行うことを理解する。</p> <p>(2) 最高裁判例によって、被撮影者の社会的地位、活動内容、撮影の場所、撮影の態様、撮影の必要性などを総合的考慮し、撮影によって人格的な侵害が社会生活上の受忍限度を超える場合に違法となること</p>	<p>(1) 撮影によって人格的の侵害が社会生活上の受忍限度を超える場合とは何ですか？</p> <p>(2) 記者会見場、公道などでの著名人や政治家などの肖像権は保護されますか？</p>

			<p>を理解する。</p> <p>(3) デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドラインを参考にする。</p>	
第12講	個人情報保護・プライバシー保護	<p>・デジタルアーカイブ公開による、個人情報保護・プライバシー保護を説明できる。</p>	<p>(1) 個人情報保護は、生存する個人に関する情報である氏名、生年月日等によりと口の個人を識別できるものを、むやみに公開しないことを理解する。</p> <p>(2) プライバシー保護は、「個人の秘密にしたい情報」や「公開されると私生活に干渉される可能性がある情報」であることを理解する。</p> <p>(3) 個人情報保護委員会の活動を理解する。</p> <p>(4) デジタルアーカイブの理論と実践」4-1-5</p>	<p>(1) デジタルアーカイブの公開にあつて、個人情報やプライバシーを保護するためには、どのようなチェックが必要でしょうか？</p>
第13講	情報倫理・慣習	<p>・デジタルアーカイブ開発には、著作権、個人情報保護・プライバシー保護に関する知識だけでなく、ファクトチェックや慣習に関する配慮が必要なことを理解する。</p>	<p>(1) メディアやデータには、フェイクが入ってくる可能性が高く、これらを防ぐ倫理観が必要なことを理解する。</p> <p>(2) 取材にあつては、地域や特定のコミュニティの人間関係や対外的な姿勢などの慣習に配慮する</p>	<p>(1) 日本ファクトチェックセンターのウェブサイトを見て、どのようなファクトがあるかを理解しましょう。</p> <p>(2) 祭礼や民俗行事を撮影する際、どのような行動が人々を傷つけるか考えましょう。</p>

			ことを理解する。	
第14講	利用規約	・デジタルアーカイブの公開に際して、スムーズな利用を図るため利用規約が必要なことを理解する。	<p>(1) 利用規約には、著作権等の所在、教育や商用利用可否及び条件、二次著作物を創作・利用する際の条件、改変についての条件などを設定する必要性を理解する。</p> <p>(2) オープンデータ化が進展しており、政府標準利用規約(20版)ではコンテンツの2次利用を進めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCCBYを推奨していることを理解する。</p>	<p>(1) 省庁や政府機関の提供するデジタルアーカイブの利用規約を見て、どのような利用条件が含まれていましたでしょうか？</p> <p>(2) 「いらすとや」など民間事業者が提供するデジタルアーカイブをみて、どのような利用条件が含まれていましたでしょうか？</p>
第15講	まとめ・著作権等の情報	・情報化社会の進展に伴い、著作権法などが頻りに改正されている状況を踏まえて、常に権利処理に関する新しい情報を入手することが必要なことを理解する。	<p>(1) 文化庁の著作権関連サイトにある「著作権テキスト」が重要であることを理解する。</p> <p>(2) 著作権情報センター(CRIC)は、著作権を理解する情報を提供しており、特に「Q&A」を理解する。</p> <p>(3) その他、日本音楽著作権協会やデジタルアーカイブ学会、個人情報保護委員会、日本ファクトチェックセンターの活動を理解する。</p>	<p>(1) 文化庁の著作権関連サイトから最新情報を閲覧しましょう。</p> <p>(2) 文化庁の「著作権テキスト」を閲覧してみましょう。</p> <p>(3) 著作権情報センター(CRIC)は「Q&A」を閲覧してどのような事例があるかを知りましょう。</p>